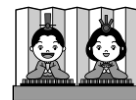
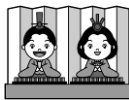


インターネット時代における人権

時代の変化と共に、人権問題は複雑化、多様化しています。インターネットの急速な普及により、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えています。他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でのおいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が増えました。中でもトラブルの温床になりやすいのが、最近、利用率が急増しているSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）です。軽い気持ちで取った行動が、深刻な人権上の問題に発展することがあります。そのとき自分は被害者にも加害者にもなる可能性があるのです。

こうした危険を避けるために、一人一人がインターネットを正しく使いこなすための知識や能力（ネットリテラシー）を身につけることが急務となっています。インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した行動をとるようにしなければなりません。

来年度、市の人権テーマは「SNS時代における外国人の人権」です。「改正出入国管理法」の施行や「2020 東京オリンピック・パラリンピック」の開催など、外国の方々と接する機会が増え、職場や地域で共に生きる時代になっています。加西市でも、一人一人の人権が守られる住みよいまちづくりを、地区人権学習会やまちかどフォーラムなどで考えていきましょう。



ハンセン病家族訴訟判決

ハンセン病への認識不足や偏見により、多くのハンセン病回復者の人権が侵害されたことは少しずつ知られるようになってきましたが、まだまだ、正しい理解が広まっているとは言い難い面もあります。その中で、令和元(2019)年6月28日に熊本地方裁判所のハンセン病家族国家賠償請求訴訟において国の責任を認める判決が出ました。それに対して、国は控訴をしないという判断をし、判決が確定しました。今回の判決は、平成8(1996)年、熊本地方裁判所でハンセン病国家賠償請求での国の責任を認める判決に続くものであり、ハンセン病のために大きな人権侵害を受けた家族への補償を認めるというものでした。ハンセン病の人権侵害は、本人はもとより家族への偏見や差別を行政が助長した面もあり、人権侵害解消への第一歩と言えるのではないかと思います。

映画上映会

令和元(2019)年12月7日(土)開催しました。

本年は、NHK朝ドラ「スカーレット」で出演中の林遣都さんが出演し、昨年亡くなられた女優市原悦子さんの遺作となった映画「しゃぼん玉」の上映会を開催しました。午前と午後の2回の上映は、いずれも満員となりました。内容としては罪を犯し、逃亡中に紛れ込んだ山深い集落での人との触れ合いを通じて改心し成長していく主人公を描いた映画です。

人権課題のひとつで「刑期を終え出所した人の人権」があります。社会で更生を果たそうとする時に、日本の社会では様々な壁があるため、再び犯罪に手を染める悪循環がまだまだあると言われています。被害者の人権を尊重するのは当然のことですが、一方で刑期を終え社会復帰しようとする人たちの人権も同時に考えていかなければなりません。今の日本の課題を示唆する映画でした。



主な人権啓発事業



フィルムフォーラム

令和元(2019)年12月4日(水)・5日(木)・6日(金)実施

加西市の人権啓発は、「まちかどフォーラム」をはじめ、地区単位で行う「地区人権学習会」、市全体で行う「人権文化をすすめる市民のつどい」等、様々な事業を通じて行っています。ただ、参加する方々の顔ぶれがどうしても固定化し偏ってしまっているなどの課題が残っています。その課題を解消するためには、参加対象を広げるような事業の創造が必要ではないかと考えています。

人権推進課では、人権映画会や人権フィールドワーク、夏休み太鼓作り教室など、女性や子ども、また若い世代が参加できる事業を計画し、様々な層が参加できる機会を増やしています。その一つが、公民館で活動されている教室、サークルなどの受講生を対象に、例年、12月の人権週間に催している「フィルムフォーラム」という人権学習会です。内容は、「まちかどフォーラム」で活用している兵庫県制作の人権啓発映画の上映と講話とを交えた学習になっています。公民館活動に参加されている方々ですので、他の人権啓発事業とは違った層の住民の方々が参加されています。

身近な人権問題

人権にかかわる身近な話題を提供します

■犯罪被害者の人権■



多くの方は、犯罪被害について「自分には無関係」「自分に起こるはずはない」などと考えています。しかし、ある日突然、犯罪や事故に巻き込まれ、命を奪われたり、負傷してしまったりすることが、誰にでも起こりうるのです。

犯罪被害に会うと、犯罪等による被害そのものだけでなく、被害にあったことにより様々な問題(二次被害)を抱えます。また被害からの回復にも長い時間がかかります。

犯罪被害者やその家族に生じる問題には以下のようなものがあります。①心身の不調 ②生活上の問題(仕事や学校等での困難、経済的な困難、家族関係の変化等) ③周囲の人の言動による傷つき(周囲の人たちからの中傷や興味本位の質問をされたり、事実とは異なる噂や、被害者側に何か落ち度があったのではないかと問われたりすること) ④加害者からの更なる被害(加害者からの報復などの危害が加えられるのではないかと不安や恐怖) ⑤捜査・裁判に伴う様々な負担 等。

被害者等が置かれた状況は、一人一人異なります。被害にあった人は、心が弱っているのでとても傷つきやすく、周りの人もどうしていいかわからない時があります。言葉が見つからない時は、静かにそばに寄り添い、見守ることが助けになることもあります。日常生活の中の何気ないことでも、助けになることはたくさんあります。

被害者を孤立させ、一人で苦しまなくてもいいように、被害者等が抱える問題を受け止め、被害者の心情を理解し、支援していこうとすることが大切なことなのではないでしょうか。

※表題「散歩道」という名称は、平成13(2001)年度まで人権啓発冊子で使用されていました。

※人権啓発の各事業参加者アンケート結果は、加西市ホームページに掲載しています。

(トップページ→「暮らす」→「安全安心のまちづくり」の「人権教育・啓発活動」→「啓発活動」へ)